

# 工期に関する基準の骨子案に対する委員の主なご意見

---

# ①:用語の定義・主語の明確化について

各団体の意見（一部抜粋）

## <小澤委員>

- ✓ 工期の問題を議論する対象としては、主として発注者と元請の間で決まる工期の問題がまずは主なのかと思っていたのですが、元請と下請、あるいは1次、2次、そこにも契約上工期が設定された場合にそれをどう取り扱うかというも、そもそも議論の対象になっているのか

## <東京都>

- ✓ 本基準は、主に受注者が工期設定を提案する民間工事を想定して、発注者と元請負、元請負と下請負の間における契約時の認識の相違をなくすことが主眼と思われ、公共工事とは制度が異なるため、本基準の趣旨を明確に表現した方が良い。

## <不動産協会>

- ✓ 誰がどの様にして留意するか、具体的な内容が不明確である。

## <全国建設業協会>

- ✓ 「工期に関する基準骨子案」について、読む人の判断でどちらにでも取れる文章とならないように、はっきりと原則を明示する事を期待する。

基準案の記載方針

## <用語の定義>

**工期**：建設工事の着工段階から竣工までの契約工期

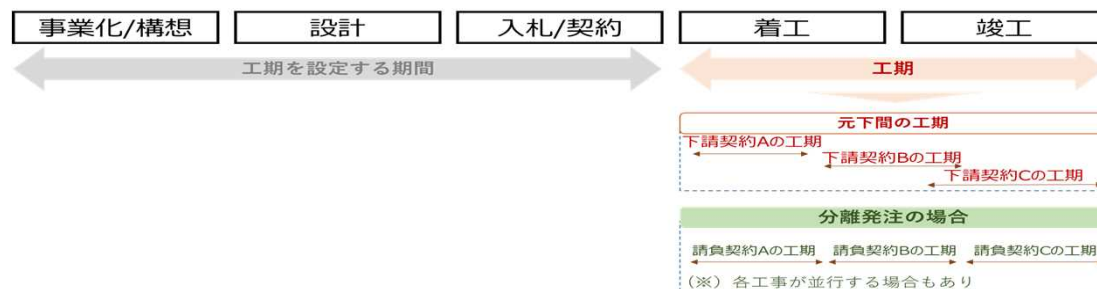
**発注者**：建設工事（他の者から請け負ったものを除く）の注文者をいう

**受注者**：発注者から直接工事を請け負った請負人をいう

**元請負人**：下請契約における注文者で、建設業者であるもの

**下請負人**：下請契約における請負人

**下請契約**：建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約



## ②: 週休2日と閉所について (1/2)

### <電気事業連合会>

- ✓ 実態として、4週8休を考慮しているため、分かり易さの観点から、修正した方がよいと考える。  
 (※) 団体の現状：架空送電線工事においては、山間地や遠方地での作業となることから、集中的に作業を実施したいという要望が出ることもある。  
 このため、受注者の意見を考慮しながら、週休2日に限定するのではなく、4週8休を取り入れながら、休日確保に取り組んでいる。

### <JR東>

- ✓ 週休2日は、作業員単位の視点となり、発注者の管理外となるため、表記するのであれば、「閉所」がふさわしいが、閉所状況も管理できない場合もある  
 (※) 団体の現状：1つの作業所が複数工事を担当しており、閉所状況が把握できないものがある。(メンテナンスや作業日が限られる夜間作業など)  
 また、異常時対応、緊急工事や駅構内工事における旅客への安全配慮のため、毎日工事をするのが求められるものもあり、作業員単位で週休2日を目指す工事も存在。

### <NEXCO西>

- ✓ 供用中の高速道路の補修に係る事業は、年末年始、GW、夏休み等の交通集中期間、及び前後の余裕期間には規制を伴う工事を行うことが出来ず、おのずと工事実施期間に制約が課せられることとなっている。
- ✓ 特に規制に関しては、弊社単独の判断ではなく交通管理者との協議を伴うものであり、路線特性等を踏まえた個別の判断が下されることとなる。
- ✓ このため、安全安心のための舗装補修工事等においては、工事期間の制約の中で早期に工事を完成させサービスレベルの確保を図る必要があることから、4週8閉所を対象とするには馴染まない工種も存在するところ  
 (※) 団体の現状：弊社における4週8休の取組状況は、平成30年度に受注者希望型、令和元年度に発注者指定型の試行に着手したところ。  
 取組件数の早期拡大とともに工種に応じた設定を定め、令和5年度までに全面導入を目指す。

### <不動産協会>

- ✓ 週休2日と不稼働日設定(土日閉所等)とは、同義でない。
- ✓ 本来の目的は工事現場における週休2日が目的ではなく、「従業員の週休2日の確保」。
- ✓ これを明確にするため、「建設業の担い手一人ひとりの週休2日の確保」と修正。
- ✓ 下請け会社の従業員の労務は、一般的には日々同一現場ではなく、(工程の異なる)多現場にて業務を行う。従って、現場の不稼働日が直接その労働者の週休2日にはつながらない場合も考えられる。

### <全国建設業協会>

- ✓ 週休2日の確保と書かれているが、どのような基準(閉所、4週8休、...)なのかははっきり明記すべき。
- ✓ 他の業種では土日を休日とすることは当たり前だが、建設業は特例のように認められている。
- ✓ 原則、土日を休みとして工期を設定すると明示する事が、特に公共事業では重要と思われる。

### <日本建設業連合会>

- ✓ 目標を明確化するために、4週8閉所と記載

## ②:週休2日と閉所について(2/2)

### ■ 共通点

- ✓ 建設業者一人一人が週休2日(4週8休)を確保できなくてはならない

### ■ 相違点

- ✓ 4週8閉所を原則化するご意見がある一方、工事によっては4週8閉所が適さないというご意見がある
- ✓ 「週休2日 = 土日休み」というご意見がある一方、「週休2日 = 土日閉所」ではないというご意見がある

- 建設業の担い手一人ひとりが週休2日(4週8休)を確保していくことが重要である。
- 週休2日(4週8休)を建設業に定着させていくためには、建設業界が一丸となり、意識改革をしなければならない。
- 価値観を転換するためには、4週8閉所の取組はこうした意識改革のための有効な手段の一つであると考えられる。また、トンネル工事や災害対応等の場面においては、交代勤務制による建設業の担い手一人ひとりの週休2日(4週8休)の確保が有効な手段の一つであると考えられる。
- ただし、年始やGW、夏休み等の交通集中期間において工事規制が生じる道路工事や、山間部や遠方地で作業を実施する電力工事、異常時対応、緊急工事や駅構内工事における旅客への安全配慮が必要な鉄道工事など、必ずしも4週8閉所等が適当とは限らない工事が存在することに留意しなければならない。